

18文情運審第1号
平成18年4月14日

文京区長 煙山 力 様

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会 長 内 山 忠 明

答申書

平成18年3月28日付17文企広第663号による平成17年度諮問第2号について、下記のとおり答申します。

記

諮問事項

- (1) 学術研究のための個人情報(氏名・住所・被保険者番号等の個人情報を除く。)の外部提供について
- (2) 上記(1)の外部提供の本人通知の省略について

答 申

1 本件外部提供について

文京区個人情報の保護に関する条例(以下「条例」という。)は、本人の同意による以外に個人情報の外部提供が認められる場合について、法令に定めのある場合及び緊急かつやむを得ないと認められる場合のほかは、運営審議会の意見を聴いて、実施機関が外部提供をすることを特に必要であると認めたとときに外部提供をすることができるとしているのみである(第15条)。しかし、個人情報の保護に係る一般法である個人情報保護法は、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」(第1条)としており、また行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律は、学術研究目的で利用する場合について、本人又は第三者の利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合を除いて、「専ら統計の作成又は学術研究の目的」の場合は、個人情報の提供を認めているところである(第8条)。これらの法の趣旨は条例の解釈及び運用においても考慮されるべきである。

本件個人情報の提供は、首都大学東京大学院における研究に利用されるものであり、研究者から提出された研究計画説明書等によると、本件研究は、介護保険デー

タを系統的に分析・検討し、軽度要介護者の要介護度悪化の要因を明らかにすることとされている。これが明らかになれば、予防重視型システムに転換を図ろうとしている文京区の介護保険事業に対して貴重な基礎資料を提供することとなる。また行政データの科学的分析により、公衆衛生行政への寄与も期待されるものであることが認められる。

ところで、個人情報の提供目的に文京区行政への有用性及び公益性が認められるとしても、個人情報の保護に対する十分な配慮がなされなければならない。

本件研究においては、住所、氏名、被保険者番号、生年月日など個人を識別することのできる情報は提供されないとされる。一般に、統計的に処理がされた個人情報については個人情報性を失ったものと認められるが、本件研究において提供を求められている情報は、介護保険被認定者の個人別の身体状況、生活状況、介護保険サービスの利用状況など多岐にわたる情報であり、その取り扱いにはなお慎重な配慮が求められる。しかし、提供された情報は統計的に処理されることとされている。また研究の実施に当たっては大学内の研究安全倫理審査委員会の承認手続きを経ることなど、研究の目的、対象、方法等について適正な研究の実施が担保されていることが認められる。

以上から、本件個人情報の提供については、個人が識別され、あるいは個人の権利利益が害されるおそれはないものと認められる一方で、研究成果が、効果的な介護予防事業の実施という形で文京区及び文京区民へ還元されることが期待されるのであり、その有益性に鑑みれば、本件外部提供をすることは差し支えないと考える。

なお、提供に当たっては、情報の漏えいや不正利用等の事故を防止するため、首都大学東京大学院における本件研究に係る情報の管理責任者を明確にすること、保管及び利用環境について適切な管理のための必要な措置がとられていることを条件として提供することとし、研究終了後における情報管理として、提供した情報の廃棄の報告も条件として付すべきである。

2 本人通知の省略について

本人同意によらずに個人情報を外部提供した場合は、原則としてそのことを本人へ通知しなければならない(条例第15条第3項)。これは、個人情報の利用について事後的に本人のコントロールできる状態におく趣旨である。しかし、本件外部提供においては、情報が個人識別性のない形で提供され本人の権利利益を害するおそれがないこと、また提供された後で統計的な処理がされることによって個人情報性を失うことから、本人へ事後的に通知する必要性は小さいと認められる。さらに対象者が約1000人と大量であることから、本人通知を省略しても差し支えないと考える。